

事業税

事業税は、道路、港湾などの県の施設を利用して収益活動を行っている事業に対し、その事業を行っている人に、これらの施設に必要な経費を負担していただくもので、個人に対するものと法人に対するものがあります。

個人の事業税

●納める人

次の事業をしている人で県内に事務所または事業所のある人

●納める額

事業の種類					納める額
第1種事業	物品販売業	保険業	金銭貸付業	物品貸付業	課税所得の 5%
	不動産貸付業	製造業	電気供給業	土石採取業	
	電気通信事業 (放送事業を含む)	運送業	運送取扱業	船舶定係場業	
	倉庫業	駐車場業	請負業	印刷業	
	出版業	写真業	席貸業	旅館業	
	料理店業	飲食店業	周旋業	代理業	
	仲立業	問屋業	両替業	公衆浴場業 (温泉・むし風呂等特殊な浴場)	
	演劇興行業	遊技場業	遊覧所業	商品取引業	
	不動産売買業	広告業	興信所業	案内業	
	冠婚葬祭業				
第2種事業	畜産業	水産業	薪炭製造業		課税所得の 4%
第3種事業	医業	歯科医業	薬剤師業	獣医業	課税所得の 5%
	弁護士業	司法書士業	行政書士業	公証人業	
	弁理士業	税理士業	公認会計士業	計理士業	
	社会保険労務士業	コンサルタント業	設計監督者業	不動産鑑定業	
	デザイン業	諸芸師匠業	理容業	美容業	
	クリーニング業	公衆浴場業 (第1種以外のもの)	歯科衛生士業	歯科技工士業	
	測量士業	土地家屋調査士業	海事代理士業	印刷製版業	
	あん摩・マッサージまたは指圧・はり・きゅう・ 柔道整復・その他の医業に類する事業		装蹄師業		課税所得の 3%

●個人事業税の計算方法

$$\begin{array}{l}
 \text{前年の事業の総収入金額} - \text{必要経費} - \text{青色事業専従者控除 又は 事業専従者控除} = \text{所得金額} \\
 \left(\text{所得金額} - \text{各種の控除} - \text{事業主控除} \right) \times \text{税率} = \text{税額}
 \end{array}$$

・所得金額の計算は、原則として所得税における事業所得及び不動産所得の計算と同じです。

ただし、個人事業税では所得税における「青色申告特別控除」の適用はありません。

・年の途中で事業を廃止した場合は、事業を廃止した年の1月1日から事業を廃止した日までの事業の所得が対象になります。

●申告と納税

申 告

- 3月15日までに前年中の所得を県税事務所に申告しなければなりません、

・ 所得税の確定申告書を税務署に提出した人 ・ 県民税・市町村民税の申告書を市役所または町村役場に提出した人	は、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。
---	----------------------------

ただし、年の途中で事業をやめた人は、やめた日から1か月以内（死亡により事業をやめたときは4か月以内）に県税事務所に申告することになっています。
- 新たに事業をはじめた人は、翌月の10日までに開業届を県税事務所に提出することになっています。

納 税

- 県税事務所が送付する納税通知書により、8月31日まで（第1期分）、11月30日まで（第2期分）の2回に分けて納めることになっています。
- ただし、年税額が1万円以下の場合、1回（第1期分）で全額納めることになっています。
- ※納期限が土曜日、日曜日または祝日等のときは、その翌営業日が納期限となります。
- ※上記と異なる時期に納税通知書を送付する場合は、送付される納税通知書に定める納期によります。

※個人事業税の納付方法については、P.55～P.57をご参照ください。

●控除の種類

種 類		内 容
専 従 者 控 除		事業主と生計を一にする15歳以上の親族が、専らその事業に従事するときは、次の金額が必要経費となります。 ・青色事業専従者……支払給与額 ・白色事業専従者……事業専従者1人について次のいずれか低い方の金額 (1)50万円(配偶者である事業専従者は86万円) (2)事業専従者控除前の所得金額÷(事業専従者数+1)
各種の控除	損失の繰越控除 (青色申告者のみ)	事業所得の損失は、その損失が生じた翌年から3年間(特定非常災害発生年の場合は5年間)にわたって控除できます。
	被災事業用資産の損失の繰越控除	震災・風水害・火災などの災害により事業用資産に被害を受けた場合には、その損失が生じた翌年から3年間(特定非常災害の場合は5年間)にわたって控除できます。
	事業用資産の譲渡損失の控除	事業に使っていた機械・工具・車両などを譲渡したために生じた損失額についても控除できます。
	事業用資産の譲渡損失の繰越控除 (青色申告者のみ)	事業に使っていた機械・工具・車両などを譲渡したために生じた損失額について、損失が生じた翌年から3年間にわたって控除できます。
事 業 主 控 除		290万円 (事業期間が1年に満たない場合は月割額とし、月割額で千円未満の端数があるときは千円未満を切り上げる。)

法人の事業税

●納める人

- ・ 事業を行っている法人で、県内に事務所または事業所のあるもの
- ・ 法人ではない社団または財団で、代表者または管理者の定めがあり、かつ、収益事業を行っているもの
- ・ 法人課税信託の引受けを行うもの

●納める額

法人の種別			所得等の区分			税率(注1、注2)			
						平成28年4月1日から令和元年9月30日まで開始する事業年度	令和元年10月1日から令和2年3月31日まで開始する事業年度	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで開始する事業年度	令和4年4月1日以後開始する事業年度
①	②以外の事業	普通法人等	所得割	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%
					年400万円を超え年800万円以下の所得	5.1%	5.3%	5.3%	5.3%
					年800万円を超える所得	6.7%	7.0%	7.0%	7.0%
				軽減税率不適用法人(※3)の所得	6.7%	7.0%	7.0%	7.0%	
		特別法人(※1)	所得割	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%
					年400万円を超える所得	4.6%	4.9%	4.9%	4.9%
					軽減税率不適用法人(※3)の所得	4.6%	4.9%	4.9%	4.9%
		外形標準課税法人(※2)	所得割	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得	0.3%	0.4%	0.4%	—
					年400万円を超え年800万円以下の所得	0.5%	0.7%	0.7%	—
					年800万円を超える所得	0.7%	1.0%	1.0%	—
					軽減税率不適用法人(※3)の所得	0.7%	1.0%	1.0%	1.0%
				付加価値割	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	
				資本割	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	
②	電気供給業、ガス供給業(※4)、保険業及び貿易保険業	下記以外の法人		収入割	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	
		小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業	普通法人等 特別法人	所得割	—	—	1.85%	1.85%	
				収入割	0.9%	1.0%	0.75%	0.75%	
		外形標準課税法人(※2)	付加価値割	—	—	0.37%	0.37%		
			資本割	—	—	0.15%	0.15%		
			収入割	0.9%	1.0%	0.75%	0.75%		
		特定ガス供給業	付加価値割	—	—	—	0.77%		
			資本割	—	—	—	0.32%		
			収入割	0.9%	1.0%	1.0%	0.48%		

(注1) 特別法人のうち、特定の協同組合等の年10億円超の所得に係る税率は、平成26年10月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度が5.5%、令和元年10月1日以後開始する事業年度が5.7%となります。

(注2) 平成22年9月30日以前に解散した法人については清算所得に対し課税されます。なお、税率は解散の日現在のものが適用されます。

(※1) 医療法人、協同組合などの法人。

(※2) 資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という。)が1億円を超える法人(公益法人等、特別法人、人格なき社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人(非営利型法人に該当するものを除く。))及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)を除きます。

※令和6年度税制改正により、上記に加え、以下の法人が外形標準課税の対象となります。

① 前事業年度に外形標準課税の対象であった法人で、資本金と資本剰余金の合計額(以下「払込資本の額」という。)が10億円を超えるもの。(令和7年4月1日以後開始事業年度から適用)

② 払込資本の額が50億円を超える法人等(特定法人)の100%子法人等のうち、払込資本の額が2億円を超えるもの。(令和8年4月1日以後開始事業年度から適用)

(※3) 資本金が1,000万円以上で、かつ3以上の都道府県に事務所等を有する法人。外形標準課税法人は、令和4年4月1日以後開始事業年度について軽減税率はありません。

(※4) ガス供給業は、令和4年4月1日以後開始する事業年度から、導管ガス供給業及び特定ガス供給業のみ。

●申告と納税

法人の県民税と同じ時期に、申告と同時に納めることになっています。2以上の都道府県に事務所または事業所を持っている法人は、所得金額または収入金額を次の基準により各都道府県ごとに分けて申告しなければなりません。（申告と納税の時期については、法人の県民税「申告と納税」を参照してください。）

※会計監査人の監査を要する等のため期末から2か月以内に決算が確定しない常況にある法人は、主たる事務所所在地の都道府県知事の承認を受けて期限を1か月（通算法人は2か月）から最長4か月延長して申告納付することができます。

●分割基準

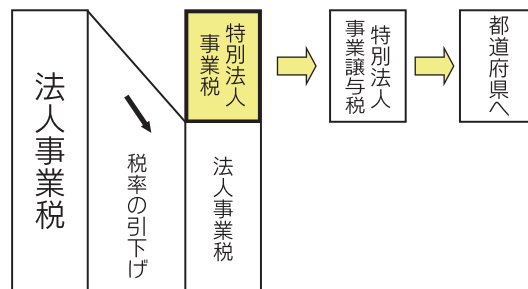
2以上の都道府県に事務所または事業所を設けて事業を行う法人は、下記の分割基準により関係都道府県ごとに課税標準額の総額を分割し、その分割した額を課税標準として事業税を算出します。

事 業	分 割 基 準
非製造業	課税標準額の1/2:事務所等の数 課税標準額の1/2:従業者数
製造業	事務所等の従業者数（資本金又は出資金の額が1億円以上の法人:工場の従業者数を1.5倍）
電気供給業	
小売電気事業	課税標準額の1/2…事業所等の数 課税標準額の1/2…従業者数
一般送配電事業	【事業所等が所在するいずれかの道府県において、発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物と電氣的に接続している電線路がある場合】 ・ 課税標準額の3/4…事業所等が所在する道府県において、発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物と電氣的に接続している電線路（総務省令で定める要件に該当するものに限る）の電力容量（kw） ・ 課税標準額の1/4…事業所等の固定資産の価額
送電事業	
配電事業	
特定送配電事業	【事業所等が所在するいずれの道府県においても発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合】 ・ 課税標準額の総額…事業所等の固定資産の価額
発電事業	【事業所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものがある場合】 ・ 課税標準額の3/4…事業所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものの価額 ・ 課税標準額の1/4…事業所等の固定資産の価額 【事業所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものがない場合】 ・ 課税標準額の総額…事業所等の固定資産の価額
特定卸供給事業	
ガス供給業、倉庫業	事務所等の固定資産の価額
鉄道事業、軌道事業	事務所等が所在する道府県の軌道延長キロメートル数

特別法人事業税

●税の仕組み

平成31年度(令和元年度)税制改正により、地方法人課税における税源の偏在を是正するための恒久的措置として、地方法人特別税・譲与税の廃止にあわせて特別法人事業税・譲与税を創設し、その収入に相当する額を都道府県に譲与することとなっています。



●納める人

法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務者

●納める額

課税標準	法人の種類	税率		
		令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで に開始する事業年度	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで に開始する事業年度	令和4年4月1日以後 に開始する事業年度
法人事業税所得割額	外形標準課税法人以外の普通法人等	37%		
	外形標準課税法人以外の特別法人	34.5%		
	外形標準課税法人	260%		
法人事業税収入割額	①下記②、③以外の収入金額課税対象法人	30%		
	②小売電気事業等、発電事業等 又は特定卸供給事業を行う法人	30%	40%	
	③特定ガス供給業を行う法人	30%		62.5%

※法人事業税所得割額について、上記②の法人に係る所得割額を除きます。

●申告と納税

特別法人事業税は国税ですが、法人事業税と一緒に、都道府県に対し申告納付を行います。

地方消費税

この税は、国の消費税と同様に、広く消費に負担をもとめるもので、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため創設され、平成9年4月1日から施行されました。

●納める人

国内取引…商品やサービスの提供を行った事業者

輸入取引…輸入貨物を保税地域から引き取る人

「保税地域」とは、輸入手続きが済んでいない貨物を一時保管できる場所のことをいい、県内では門司港、博多港などにあります。

地方消費税は、消費税(国税)と同様に、国内での商品の販売、サービスの提供および輸入される貨物に対して課税されます。

●納める額

消費税額の78分の22です。標準税率の場合は、これを消費税率に換算すると、消費税額(国税)7.8%×税率78分の22＝地方消費税額2.2%となります。

●申告と納税

国内取引(譲渡割):商品の販売やサービスの提供を行った事業者(個人・法人)が、消費税とあわせて税務署に申告納付します。
輸入取引(貨物割):輸入貨物を保税地域から引き取る人が、消費税とあわせて税関に申告納付します。

●都道府県間の清算

地方消費税は、商品の販売やサービスの提供などの取引が最終的に行われた都道府県の収入となるよう、都道府県間で清算します。

●市町村への交付

県は、地方消費税収入(清算後)の2分の1相当額を県内の市町村に交付します。

●消費税率等の引上げについて

平成26年4月1日から、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」により、地方消費税率が引き上げられました。

区分		適用開始日	平成9年4月1日	平成26年4月1日	令和元年10月1日	
地方消費税率 (消費税率換算)			1 % (消費税額の25/100)	1.7 % (消費税額の17/63)	標準税率	軽減税率
					2.2 % (消費税額の22/78)	1.76 % (消費税額の22/78)
参 考	消費税率		4 %	6.3 %	7.8 %	6.24 %
	合計		5 %	8 %	10 %	8 %

(本表は令和7年4月現在の法令に基づくものです。)

●軽減税率・インボイス制度について

平成28年度税制改正において、令和元年10月の消費税等の税率引上げに伴う低所得者対策として、軽減税率制度が導入されました。

また、消費税の複数税率下において適正な課税を確保する観点から、令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されました。詳しくは以下にお尋ねください。

・軽減税率・インボイス制度の内容に関する相談(国税庁)

専用コールセンター

0120-205-553(フリーダイヤル・無料)

(受付時間)9:00～17:00(土日祝日及び年末年始を除く)

※管轄の税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに従い「3」を選択いただいても、専用コールセンターにつながります(通話料がかかります)。

※税務署の電話番号等につきましては、P.65を参照してください。

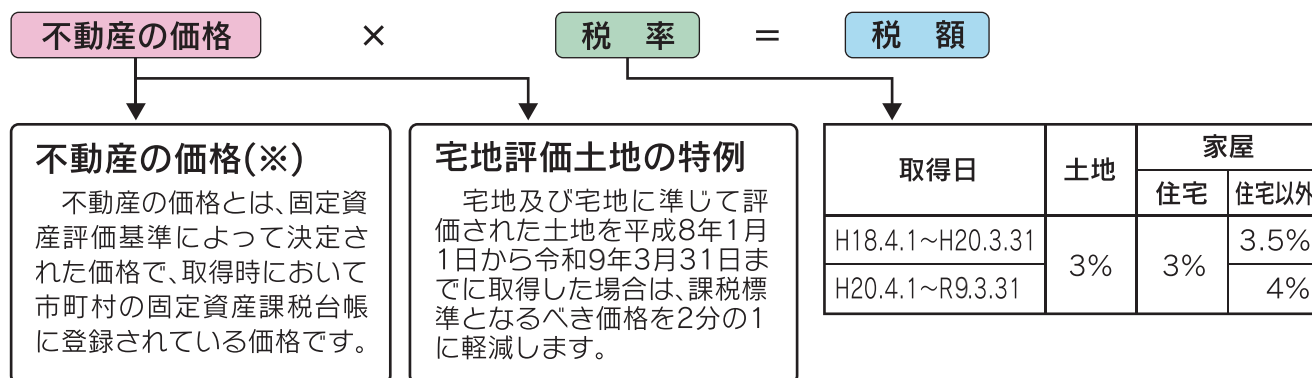
不動産取得税

この税は、登記の有無や有償・無償またはその原因(売買、贈与、交換など)にかかわらず、不動産(家屋・土地)を取得した場合に課税される税です。

●納める人

- ・家屋を新築、増築、改築、売買、交換、贈与などにより取得した人
- ・土地を売買、交換、贈与などにより取得した人

●納める額



※不動産の価格とは、現実の売買価格や建築費用の価格ではありません。

家屋が建築された場合(新築や増築等)は、固定資産課税台帳に登録されていないため、固定資産評価基準により、取得したときの価格を調査して決定します。

また、農地法第5条による宅地転用許可を受けた農地の取得等をした場合は、固定資産課税台帳の価格にかかわらず、別途調査をして価格を決定します。

●非課税または免税となるとき

次の場合には、不動産取得税は課税されません。

- ①相続により不動産を取得した場合
 - ②土地改良事業または土地区画整理事業の施行に伴い換地を取得した場合
 - ③公共の用に供する道路等を取得した場合
 - ④取得した土地の価格が10万円未満の場合
 - ⑤家屋を建築したときの価格が23万円未満の場合
 - ⑥家屋を売買、交換、贈与などにより取得したときの価格が12万円未満の場合
- ※他にも非課税等となる場合がありますので、詳しくは県税事務所にお問い合わせください。

●申告と納税

申告

家屋または土地を取得した人は、取得したときから60日以内に、取得した不動産の所在市町村を通じて県税事務所に申告することになっています。(登記の状況等により不要になる場合があります。)

納税

提出された申告書等により調査のうえ県税事務所から納税通知書が送付されますので、この納税通知書に定められた期限までに納めることになっています。

住宅および住宅用土地の控除と減額

- ①新築住宅とその土地を取得した場合…………… P.25をご覧ください。
- ②新築未使用住宅(建売住宅、新築マンションなど)とその土地を取得した場合…………… P.26をご覧ください。
- ③中古住宅(中古マンション)とその土地を取得した場合…………… P.27をご覧ください。

新築住宅とその土地を取得した場合の軽減措置について

★新築住宅に係る軽減

要 件	軽減される額	必要な書類等
床面積(住宅用車庫・物置等を含む)が50m ² (共同住宅・マンション(貸家)は一戸につき40m ²)以上240m ² 以下であること(当該要件を満たす住宅を「特例適用住宅」といいます。)	価格から一戸につき 1,200万円を限度 として控除 (長期優良住宅(※1)を取得した場合は、1,300万円を限度として控除します(※2)。)	1 不動産取得税申告書 2 マイナンバーを確認するための書類等 3 手続きに来られる方の本人確認書類(※3)

(※1)長期優良住宅とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第7条の規定に基づき「認定通知書」が交付された住宅をいいます。

(※2)新築年月日及び取得年月日が平成21年6月4日から令和8年3月31日までのものに限りします。

(※3)長期優良住宅に係る軽減措置の申請をする場合は「認定通知書」が必要です。

★土地に係る軽減

要 件	軽減される額	必要な書類等
次の要件のいずれかを満たすときに軽減されます。 ○土地を取得した人が取得した日前1年以内に、その土地の上に「特例適用住宅」を新築していたとき ○土地を取得した日から2年(令和8年3月31日までの取得は3年)以内に、その土地の上に「特例適用住宅」を新築したとき(※4) (※4)土地と家屋の取得者が異なる場合 以下の場合が軽減対象になります。 ・土地を取得した人が、「特例適用住宅」の新築のときまで引き続きその土地を所有している場合 ・土地を取得した人がその土地を譲渡し、譲受人が譲渡人の土地の取得から3年以内に「特例適用住宅」を新築した場合	下記 A・B のいずれか多い方の額を税額から減額 A 45,000円 B 土地1m²当たりの価格(※5) × 住宅の床面積の2倍(200m²を限度) × 3% (※5)令和9年3月31日までに土地を取得した場合は2分の1の軽減をした後の価格となります。	1 不動産取得税申告書 2 不動産取得税減額申告書(還付申請書) 3 家屋の登記事項証明書 4 納税通知書 5 土地の登記全部事項証明書(住宅新築日以降に発行されたもの)((※4)の場合) 6 マイナンバーを確認するための書類等 7 手続きに来られる方の本人確認書類

★計算例 (宅地を購入し、住宅と住宅用車庫を新築した場合)

	取得日	面積	評価額	新築日
土地	R6.12.1	220m ²	1,200万円	—
住宅	—	130m ²	1,300万円	R7.3.1
車庫	—	30m ²	100万円	R7.3.1

■軽減前の税額

〈土地〉1,200万円×1/2(宅地評価土地の特例)×3%=180,000円

〈家屋〉(1,300万円+100万円)×3%=420,000円

■軽減後の税額

〈土地〉A(45,000円)<B(1,200万円×1/2÷220m²×200m²×3%÷163,637円)
180,000円-163,637円÷16,300円

〈家屋〉((1,300万円+100万円)-1,200万円)×3%=60,000円

新築未使用住宅(建売住宅、新築マンションなど)とその土地を取得した場合の軽減措置について

★新築未使用住宅(建売住宅、新築マンションなど)に係る軽減

要 件	軽減される額	必要な書類等
床面積(住宅用車庫・物置等を含む)が、50m ² 以上240m ² 以下であること (当該要件を満たす住宅を「特例適用住宅」といいます。)	価格から一戸につき 1,200万円を限度 として控除 (長期優良住宅(※1)を取得した場合は、1,300万円を限度として控除します(※2)。)	1 不動産取得税申告書 2 マイナンバーを確認するための書類等 3 手続きに来られる方の本人確認書類 (※3)

(※1)長期優良住宅とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第7条の規定に基づき「認定通知書」が交付された住宅をいいます。

(※2)新築年月日及び取得年月日が平成21年6月4日から令和8年3月31日までのものに限りです。

(※3)長期優良住宅に係る軽減措置の申請をする場合は「認定通知書」が必要です。

★土地に係る軽減

要 件	軽減される額	必要な書類等
次の要件のいずれかを満たすときに軽減されます。 ○新築未使用の「特例適用住宅」とその土地を、「特例適用住宅」の新築後1年以内に取得したとき (取得は同時でなくても構いません。) ○土地を取得した人が、取得した日の前後1年の間に、その上にある自己の居住の用に供する新築未使用の「特例適用住宅」を取得したとき	下記A・Bのいずれか多い方の額を税額から減額 A 45,000円 B 土地1m²当たりの価格(※4) × 住宅の床面積の2倍 (200m²を限度) × 3% (※4)令和9年3月31日までに土地を取得した場合は2分の1の軽減をした後の価格となります。	1 不動産取得税申告書 2 不動産取得税減額申告書(還付申請書) 3 家屋の登記事項証明書 4 納税通知書 5 居住を証する書類 (新築から1年を超えている場合のみ必要) ※取得した住宅の所在地に住民票がある方は不要です。 6 マイナンバーを確認するための書類等 7 手続きに来られる方の本人確認書類

★計算例 (土地付き建売住宅を購入した場合)

	取得日	面積	評価額	新築日
土地	R6.12.1	220m ²	1,000万円	—
住宅	R6.12.1	130m ²	1,300万円	R6.3.1

■軽減前の税額

〈土地〉1,000万円×1/2(宅地評価土地の特例)×3%=150,000円

〈家屋〉1,300万円×3%=390,000円

■軽減後の税額

〈土地〉A(45,000円)< B(1,000万円×1/2÷220m²×200m²×3%÷136,364円)
150,000円－136,364円÷13,600円

〈家屋〉(1,300万円－1,200万円)×3%=30,000円